

運輸支局等管轄区域図

3. 管海官庁業務等の管轄区域図



地方運輸局組織規則（平成十四年六月二十四日国土交通省令第七十三号）より抜粋

（所掌事務）

百二十二条 運輸支局は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関すること。

三十二 船舶のトン数の測度及び登録に関すること。

三十三 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること。

三十七 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること。

三十八 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関すること。

四十 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。

四十一 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき地方運輸局に属させられた事務。